

くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 8 号

くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年多久  
市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
くど造り民家	3 0 0 円
備考	
1 くど造り民家のうち森家住宅又は川打家住宅のいずれかを使用する場 合の使用料は、この表に定める額の 2 分の 1 の額とする。	
2 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
3 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
4 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	
5 市外に所在する団体の使用料は、この表により算出した額の 2 倍の額と する。	
6 使用料は、原則として使用の開始までに納付しなければならない。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。